

## 北川病院介護医療院運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

北川病院介護医療院（以下「当施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- 1 当施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係各市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を当直させなければならない。
- 6 当施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (名称及び所在地)

#### 第3条

当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 北川病院介護医療院
- (2) 所在地 和気郡和気町和気277

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

#### 第4条

サービスの提供に当たる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上
- (2) 医師 3名以上 入所者に対して療養及び健康管理上の指導を行う。
- (3) 薬剤師 1名以上 入所者に対して調剤、服薬指導を行う。
- (4) 栄養士（又は管理栄養士） 1名以上 食事の献立作業、栄養計算、栄養指導を行う。
- (5) 看護職員 8名以上 保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 介護職員 12名以上（看護職員に替える場合あり）日常生活全般にわたる介護

業務を行う。

- (7) 理学療法士、作業療法士、1名以上日常生活を行うのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上 サービス計画の作成等を行う。
- (9) 診療放射線技師 相当数
- (10) 調理員、事務員 相当数

(入所者の定員)

#### 第5条

入所者の定員は48名とする。

(提供するサービスの内容)

#### 第6条

当施設が提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 介護
- (4) 機能訓練その他必要な医療
- (5) 管理栄養士による管理の下の食事の提供や栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- (6) 相談及び援助

(介護医療院の利用料等)

#### 第7条

1 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

- (1) 介護サービスの提供について法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 食費については、「食材費+調理費相当分」1日1900円を全額利用者負担。ただし、所得段階に応じて負担限度額が適用される。
- (3) 居住費（光熱水費相当）については、1日437円利用者負担。ただし、所得段階に応じて負担限度額が適用される。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を入所者から徴収する。

- (1) 死後処置料 男性：14,300円（税込） 女性：15,400円（税込）  
亡くなられた後、看護職が処置をさせていただきます。
- (2) 死亡診断書 4,400円（税込）  
医師が死亡診断書を作成します。
- (3) その他クリーニング料及び理容料、インフルエンザ予防接種、洗濯代、レクリエーション代、日常生活品（スリッパ、歯ブラシ等）の購入代行は、その他の費用の徴収が必要となった場合、その都度協議して、入所者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収します。

- 3 前項の費用の支払いを受けるためには、事前に入所者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（サービスの提供開始に当たっての留意事項）

#### 第8条

サービス提供の開始に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

（非常災害対策）

#### 第9条

非常災害に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

#### 第10条

- 1 当施設は感染症や非常災害の発生時において入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

#### 第11条

- 1 当施設は提供した介護サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置、ご意見箱の設置を行い、担当者を置き必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は苦情申し立てに関し、市町村・国保連合会に連絡を行い、市町村、国保連合会からの指導助言に従って必要な改善を速やかに行う。

（事故発生時の対応）

#### 第12条

- 1 当施設は、入所者に対する介護サービスの提供に当たって事故が発生した場合は、すみやかに入所者の家族、後見人及び各市町村等関係者に連絡を行うとともに、迅速な事故処理を行う。
- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、当施設はすみやかに入所者の損害を賠償する。ただし、当施設に故意過失がない場合にはこの限りではない。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき入所者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- 4 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするとともに再発防止策を講

じる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

#### 第13条

- 1 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族に関する秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族に関する秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体の拘束等)

#### 第14条

- 1 当施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限しない。
- 2 当施設が入所者に対し、身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限する場合の手順については、「介護医療院における身体拘束指針」に定める。
- 3 従業者の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上

(虐待防止のための措置に関する事項)

#### 第15条

当施設は、入所者の虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。また、防止のための定期的な研修を実施する。
- 3 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 4 当施設は、介護医療院サービス提供中に当該施設従業者又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

- 1 当施設は災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び療養の定員を超えて入所させない。
- 2 適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、2019年2月1日から施行する。

2019年10月1日 改訂

2020年2月1日改訂

2021年8月1日改訂

2024年4月1日改訂

2024年8月1日改訂